

令和3年9月10日

保護者各位

岡山県立高松農業高等学校  
校長 山根 康史

### 新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱い等について

保護者の皆様には、平素から本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

このたび、岡山県に発令されていまして「緊急事態宣言」は、9月13日から30日まで「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。しかしながら、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示された「地域ごとの行動基準」を判断する際の「地域の感染レベル」は、岡山県立学校については9月13日からも引き続き「レベル3」を維持することとなりました。

令和3年4月8日付で、生徒の出席停止についての取扱いについて下記のようにお知らせしておりますが、改めて、確認をお願いするとともに、校内で感染が確認された場合の対応についてもお知らせします。

2学期が始まり、発熱や頭痛等の風邪症状を訴えて登校できなかつたり、早退する生徒が見受けられます。体調管理に努めるとともに、生徒はもちろん、同居のご家族についても必ず登校前の検温や健康チェックを行い、不調な点があれば登校を控えるなど、引き続きよろしく願いいたします。

また、生徒の新型コロナワクチン接種については、居住地の各市町村の案内に従い、各保護者の判断により対応していただくようお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて対応の変更等がある場合には、その都度ご連絡いたしますが、登校において不安に思われる点や、生徒の健康上、気になる点などがございましたら、遠慮なく担任までご連絡ください。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
  - (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
  - (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

※出席停止とする期間は、上記（1）については、保健所等が指示する日まで、（2）については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、（3）（4）については、症状がみられなくなるまでとする。

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日（欠席としない）」とする目安
  - (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
  - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

※生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、期日や場所の選択が困難であり、接種場所までの移動に長時間を要する場合等において登校できない日は、上記2（2）に該当し、遅刻・早退する場合は、公欠扱いとする。また、新型コロナワクチンの接種による副反応で発熱等の症状がみられる場合は、上記1（3）に該当する。

※上記1，2に該当する場合「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止等連絡票」（裏面参照、様式の変更はありません）に保護者が記入の上、再登校の際に担任へ提出してください。この出席停止等連絡票の提出をもって、正式に出席停止等の判断をいたします。様式は、本校ホームページから印刷するか、担任からお渡しすることもできますので、お申し出ください。

### 3 県立学校内で感染が確認された場合の対応

感染が確認された場合には、早急に保健所や学校医等と相談の上、学級単位や学年単位、場合によっては全校で、感染が広がっているおそれのある範囲に応じて、安全が確認されるまで臨時休業の対応をとることとする。

その場合には、オンライン授業に切り替えることにより、学習活動を継続する。

### 4 9月13日～30日までの部活動の実施について

引き続き、公式な大会や演奏会等が概ね1ヶ月以内に控えている部以外については、部活動を行わない。

公式な大会や演奏会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行ったうえで活動ができる。ただし、活動場所は原則校内のみで、練習試合は行わない。

身体的距離の確保をこれまで以上に徹底し、活動時間については、長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とする。

十分な感染症対策が講じられている公式な大会や演奏会等のみ、学校長が参加を認める。